

群馬県立土屋文明記念文学館喫茶室
出店者募集要項

群馬県立土屋文明記念文学館

群馬県立土屋文明記念文学館喫茶室出店者募集要項

第1 募集の内容

1 目的

この募集要項は、群馬県立土屋文明記念文学館喫茶室について、利用者にとって、メニュー、価格、サービス、雰囲気等により満足度が高く魅力ある運営を行うことができる出店者を簡易公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項について定めるものです。

2 業務内容

群馬県立土屋文明記念文学館喫茶室での飲食の提供及び当該施設・設備の管理

3 出店場所

群馬県高崎市保渡田町2000

群馬県立土屋文明記念文学館（以下「文学館」という。）2階

喫茶部分 延べ床面積95.42㎡

4 出店にあたっての基本的な考え方

企画提案にあたっては、次の点を重視してください。

（1）安定的な店舗運営の確保

- ア 安定した経営状況
- イ 算出根拠が妥当で健全な収支計画
- ウ 経営実績、類似施設での出店経験、運営ノウハウ
- エ 明確な組織体制
- オ 危機管理体制（消防法の遵守を含む防災安全対策）

（2）店舗内容及び良質なサービス向上への取組

- ア 利用者のニーズに合致した店舗内容
- イ 利用者のニーズに合致したメニュー構成、価格
- ウ 味の良さ
- エ 接客マナーを含めた利用者に対するサービス教育
- オ 利用者からの苦情対応

（3）食品衛生への取組及び環境への配慮

- ア 食中毒防止対策、従業員への衛生教育
- イ 廃棄物の適正処理（バックヤードにおける廃棄物移動の際の適正処理を含む）
- ウ 文学館の資料保存環境への配慮（生花の持ち込み原則禁止を含む）

- エ 省エネへの配慮
- オ 感染症対策の取組
- (4) 展示観覧者への配慮
 - 営業時の音楽、大声等

5 出店内容

- (1) 出店の方法及び根拠
 - 地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可による
- (2) 営業条件等
 - ア 営業日は、原則として文学館の休館日以外の日とする。
 - 休館日：火曜日（祝休日の場合は翌日）、年末年始(12月29日～1月3日)・展示替え・燻蒸等の期間（但し、展示替え期間は営業可）
 - イ 営業時間
 - 原則として、平日は11:00～15:00、土日祝日は11:00～16:00まで営業を行う。
 - 上記の営業時間を超える営業は、出店者が定めることとする。但し、最大で9:30～16:30までとする。
 - 文学館の開館時間：9:30～17:00（観覧受付16:30まで）
 - ウ メニュー
 - 昼食、軽食及びドリンクの提供は必須とする。
 - エ 駐車場
 - 52台（うち身体障害者用2台）
 - オ その他
 - 外部から直接出入り可能。

(4) 使用許可期間

- ア 初年度は、設置準備開始日から令和8年3月31日までとする。
 - なお、使用許可の更新を受けようとする場合は、使用許可期間満了日の1か月前までに使用許可申請書を提出のうえ、許可を受けるものとする。
- イ 使用許可の更新を申請しない場合は、満了4か月前までにその旨書面をもって館長に通知しなければならない。（やむを得ない事情がある場合を除く）
- ウ 店舗の設置準備、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含む。
- エ 使用許可期間の途中で、出店者の自己都合により営業を止めることはできない。（やむを得ない事情があると県が特に認めた場合は、その限りではない。）

6 費用負担

喫茶室の運営に係る全ての経費は、出店者の負担とする。

(1) 行政財産使用料

売上げ（税込み）の15分の1

県が発行する納入通知書により指定する期限までに毎月納入する。

※ 売上げの確認方法については、協議するものとする。

(2) その他必要経費

ア 使用許可期間中に店舗で使用した電気料金及び上水道料金については、実費相当分を出店者の負担とする。県が設置している計量器（子メーター）の指示値に基づき計算し、県が発行する納入通知書により指定する期限までに毎月（上水道は2か月毎）納入する。

イ ガス（プロパン）は出店者が直接契約すること。

ウ 内線電話は県が設置済。内線電話は無料。外線を使用したい場合は、電気通信事業者と直接契約すること。

7 使用の制限

(1) 使用の制限

ア 出店者は使用許可物件を喫茶室の営業以外の用途に供してはならない。

イ 出店者は使用許可物件を善良な管理者の注意をもって、維持保全しなければならない。

ウ 維持保全のため、通常必要とする経費は、出店者の負担とします。

エ 出店者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等を行うことはできない。

(2) 工事等の制限

ア 使用許可を受けた部分について、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき又は利用計画を変更しようとするときは、事前に書面により県の承認を受けなければならない。

イ 上記アの修繕等を行う場合は、出店者自ら行うこととし、その場合の費用は出店者の負担とする。

(3) 商品の搬入・廃棄物の搬出等

ア 商品の搬入及び廃棄物の搬出等は、文学館の性質上館内に持ち込むことはできない。外から直接、行うこと。

イ 喫茶室内で発生する全ての廃棄物の処理は、出店者自ら行うこととし、その費用は出店者の負担とする。バックヤードにおける廃棄物移動の際の管理にも注意すること。

(4) 喫茶室内の清掃

出店者は使用許可を受けた部分の清掃は自ら行うこと。

(5) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく、営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等は、全て出店者の負担で行うこと。

(6) その他

喫茶室の運営にあたっては、関係法規及び県の関係規定等に定める事項を遵守すること。

8 設備等の諸条件等

喫茶室内のテーブル、椅子、放送機器等で別紙1に示す備品については、無償で貸与する。

故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、弁償又は出店者の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達すること。

第2 使用許可等

1 使用許可

選定された出店者は、第1の5(1)のとおり、使用許可を受けなければならない。

2 使用許可の取消し又は変更

県は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができる。

(1) 出店者が許可条件に違反したとき

(2) 出店者が第3の1応募者の資格を失ったとき

(3) 県において、公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき

3 原状回復

(1) 使用許可期間が満了したとき又は使用許可が取り消されたときは、出店者は、自己負担で県の指定する期日までに、使用許可物件を原状に回復して返還しなければならない。(県が特に承認したときは、その限りではない。)

(2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、県は出店者の負担により行うことができるものとする。

4 損害賠償等

出店者は、故意又は過失により文学館の施設・設備を損傷し、又は滅失したときは、

それによって生じた損害を賠償しなければならない。（但し、県が特別の事情と認めたときは、その全部又は一部を免除するものとする。）

5 使用許可の取消しによる損失の取扱い

- (1) 上記2により、使用許可を取消した場合において、その取消しにより、出店者に損失が生じても、県はその損失を補償しない。また、出店者は県に対し、一切の補償請求は行わないものとする。
- (2) 使用許可が取り消された場合において、出店者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他費用が現存する場合であっても、その費用等の返還は行わないこととする。

6 その他

- (1) 文学館の設備点検等のため、営業時間内・外を問わず、職員が随時立ち入ることがある。
- (2) 出店者は、衛生管理に万全を期すとともに、接客態度などに配慮して運営を行うこと。

第3 応募の条件等

1 応募資格

法人その他の団体及び個人において次の要件を満たしていること。

- (1) 第1の4「出店にあたっての基本的な考え方」及び使用許可の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること。
- (2) 良質な食事・ドリンク及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (3) 喫茶室の企画・運営のノウハウを持ち、飲食店等の健全な運営実績を有する者であること。
- (4) 喫茶室の運営にあたり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有するものを従事させることができること。
- (5) 民事再生法の規定により再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による再生手続開始の申立て又は破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (6) 群馬県暴力団排除条例（平成22年条例第51号）に規定する暴力団員等でないこと。

2 現地調査会

令和7年10月27日（月）から11月2日（日）までの（10月29日（水）を除く）各日14時

参加希望者は、令和7年10月25日（土）正午（必着）までに別紙様式4を持参、

郵送、電子メール又はFAXにより提出してください。

3 質問の受付

- (1) 受付期間 令和7年10月30日(木)から11月5日(水)までの9時30分から17時まで(必着)
- (2) 提出場所 群馬県立土屋文明記念文学館教育普及係
- (3) 提出方法 受付期間内に別紙様式3を持参、郵送、電子メール又はFAXにより提出してください。
- (4) 回答 質問者のほか、質問内容は提出期間までに応募があった者には別途送付する。

4 提出書類

- (1) 提出書類 別紙様式1及び添付書類
- (2) 提出部数 正本1部・副本4部(副本4部については写し可)
- (3) 提出期間 令和7年11月14日(金)から12月19日(金)までの休館日(毎週火曜日)を除く9時30分～12時、13時～17時(必着)
- (4) 提出場所 群馬県立土屋文明記念文学館教育普及係
- (5) 提出方法 持参又は郵送
- (6) 留意事項
 - ア 上記書類のほか、県が必要とする書類の提出を求めることがあります。
 - イ 提案内容の変更等は、上記期間内に限り可能とし、締切日以降の書き換え、引き換え、撤回はできません。

5 その他

開店準備等に係る協議については、別途その都度行うこととする。

6 提出先

郵便番号 370-3533
住 所 高崎市保渡田町2000
群馬県立土屋文明記念文学館 教育普及係
電話番号 027-373-7721
FAX 027-373-7725
電子メール tsuchiayakan@pref.gunma.lg.jp

第4 審査及び選定に関する事項

1 選定委員会の設置

「群馬県立土屋文明記念文学館出店者選定委員会」を設置する。選定委員会は、応募者の審査及び出店者の選定を行う。

2 審査及び選定の方法

(1) 応募資格等審査

申請書類を受理した全ての者を対象として、申請書が適合しているかどうかを文学館教育普及係において事前審査を行う。

(2) 選定委員による審査の実施

ア 各選定委員は提出された企画書等の応募書類の内容について、別表1「評価項目及び配点」に基づき総合的に審査し、別表2「評価の方法」により得点化する。

イ 選定委員による審査の実施は、令和8年1月上旬を予定している。

(3) 選定

ア 選定委員会において、(2)アの得点を合計し、最高得点を獲得した応募者を出店者として選定する。但し、最高得点を獲得した応募者の合計得点が200点未満の場合、出店者として選定しない。

イ 最高得点を獲得した者が複数いた場合は、選定委員会において協議を行い、出店者を選定する。

(4) 結果の通知

選定は令和8年1月中旬を予定。審査結果は応募者全員に文書で送付する。他の者に係る審査結果や内容についての問合せには応じない。

(5) その他

出店者の辞退等があった場合は、次点を獲得した応募者を出店者とする場合がある。

3 出店決定後の手続き

(1) 行政財産使用許可

出店決定後、文学館と出店者との間で行政財産使用許可の手続きを行う。

4 その他

スケジュール

募集要項の公表	令和7年10月15日（水）
現地調査会	令和7年10月27日（月） ～11月 2日（日）
質問の受付期間	令和7年10月30日（木） ～11月 5日（水）
質問に対する回答	令和7年11月13日（木）
提出書類受付期限	令和7年11月14日（金） ～12月19日（金）
選定審査委員会	令和8年 1月上旬
審査結果通知書の発送	令和8年 1月中旬
出店手続き （使用許可・店舗設営・保健所検査等）	令和8年1月下旬～3月下旬 ※出店者決定後、営業開始までの事前協議は 随時行う。 ※店内作業は2月上旬以降
営業開始	令和8年4月上旬（予定）